

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和4年6月1日)

【 件 名 】

- 第1回家庭支援研究会の開催結果について  
(福祉保健課)・・・2
- あるくと健康！うごく元気！キャンペーン～とっとり健康ポイント事業～（第1弾）の実施について  
(健康政策課)・・・3
- 新型コロナウイルス陽性者氏名の漏洩と対応等について  
(西部総合事務所米子保健所)・・・4

福 祉 保 健 部

## 第1回家庭支援研究会の開催結果について

令和4年6月1日  
福祉保健課

家庭内で高齢・障がい・疾病・ひきこもり等により支援が必要な方に対して地域全体の絆を活用して取り組む、鳥取県家庭あんしん支え愛条例（仮称）の制定の参考とするため、関係者による家庭支援研究会を設け、第1回研究会を下記のとおり開催しました。

### 記

- 1 日時 令和4年5月27日（金）午後2時から4時15分まで
- 2 場所 とりぎん文化会館「第3会議室」
- 3 出席者 委員14名

区分	所属	職氏名
ヤングケアラー	N. K. Cナーシングコアコーポレーション合同会社	代表 神戸貴子
障がい	(一社) 鳥取県手をつなぐ育成会	会長 大谷喜博
	(社福) 重症心身障害児(者)を守る会 鳥取県支部	会長 伊井野一郎
高齢者	(公社) 認知症の人と家族の会 鳥取県支部	代表世話人 吉野立
認知症	(一社) 日本認知症本人ワーキンググループ	代表理事 藤田和子
難病	(一社) 日本ALS協会 鳥取県支部	幹事 山中千容子
未成年	虹の会（不登校や障害・ひきこもりの親の会）	世話人代表 遠藤明子
ひきこもり	(特非) 鳥取青少年ピアサポート	理事長 山本恵子
依存症	(社医) 明和会医療福祉センター渡辺病院依存症支援拠点機関	精神保健福祉士 岩岸直美
支援機関	(社福) 鳥取県社会福祉協議会	事務局次長・地域福祉部長 朝倉香織
支援機関	鳥取県民生児童委員協議会	会長 田中俊幸 (代理)理事 長尾正重
経営者団体	鳥取県商工会議所連合会	幹事長 中山孝一 (代理)総務企画部長 横山憲昭
学校	鳥取県教育委員会事務局いじめ・不登校総合対策センター	スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 福島史子
市町村	北栄町福祉課	生活支援室長 松嶋まゆみ

## 4 内容

- (1) 県内の状況報告（ヤングケアラー、障がい、老老介護、難病、ひきこもり、依存症）
- (2) 各委員からの現状報告 等

## 5 主な意見等

- ・ひきこもりは本人に会うのが難しいが、アウトリーチにより家族と連携し、家庭が安心の基地であると本人が認識する関係が作れば、親に情報を届け続けることで本人にも伝わる。
- ・本当に辛い時は自分で抱え込んで相談に来ないのでニーズの把握が難しい。困ったら相談に来るだろうと思われているが、そんなことはまずない。
- ・福祉と教育など市町村の内部でも情報共有が進んでおらず、連携体制の強化が大事。
- ・親亡きあとに誰が面倒を見るのか、生涯を通じて成年後見を含めた基盤づくりが必要。
- ・当事者（援助が必要な本人）の意見を十分聞いて欲しい。
- ・ヤングケアラーの「家庭の役に立っている」という誇りが踏みにじられない制度を考えたい。
- ・ヤングケアラーの家庭には生活を安定させる新たな支援金が必要かもしれない。
- ・東・中・西部で重症心身障がい児へのサポートに地域格差があり、解消したい。

## 6 今後の予定

- ・研究調査委託実施、適宜研究会を実施
- ※議論の状況を見て今後の進め方を決定

あるくと健康！うごく元気！キャンペーン～とっとり健康ポイント事業～（第1弾）の実施について

令和4年6月1日  
健康政策課

県が策定している鳥取県健康づくり文化創造プランの理念である「健康づくり文化」の定着と「健康寿命」の延伸を目的として、県全体で健康意識の醸成や健康づくりに向けての行動変容を図るため実施している「あるくと健康！うごく元気！キャンペーン～とっとり健康ポイント事業～」について、昨年度に引き続き、第1弾・第2弾に分け、6ヶ月間開催します。

なお、今年度は第2弾において、これまでのポイント項目に加え、食生活、禁煙、飲酒状況など生活習慣全般に自己管理を促すようポイントを付与することで、県民の更なる健康づくりの推進を目指すこととしています。

【事業概要】

- (1) 対象者 県内在住または勤務・就学している方
- (2) 事業実施主体 県（ウォーキング立県19のまちを歩こう事業実行委員会（NPO法人未来）に委託）
- (3) 実施期間及び内容

区分	第1弾（今回）	第2弾（予定）
キャンペーン期間	6月1日～8月31日	9月1日～11月30日
キャンペーン内容	ウォーキングアプリを活用した歩数限定のキャンペーン	歩数以外の健康づくり活動も含めたキャンペーン
ポイント付与項目	・日々のウォーキング	・日々のウォーキング ・健診受診 ・野菜の摂取 ・スポーツ（ジムやスポーツ練習） ・日常の運動 ・地域・ボランティア活動 ・スポーツ大会・ウォーキング大会参加 ・健康づくりイベントへの参加 ・第1弾に参加した方にはボーナスポイントを付与するほか、以下のポイント項目を追加する予定 ① 1週間のうち〇日間、休肝日を設けた ② 1週間のうち〇日間、禁煙した ③ 1週間のうち〇日間、朝食をとった
ポイントの報告	・ウォーキングアプリにより自動集計	・アプリによる参加者は、日々の歩数が自動集計され、歩数以外の項目は参加者が専用Webページにて入力することで集計 ・アプリ以外の参加者は、報告用紙をメール、ファクシミリ又は郵送で事務局へ報告
特典	・毎月、平均6,000歩/日以上歩いた方の中から抽選で6名に景品を謹呈 ・参加賞（景品当選者を除く200名）	・対象期間内の記録を報告した者のうち、200ポイント以上を獲得した者の中から、抽選で500名に景品を贈呈（R3:空気清浄機、電気圧力鍋など地元企業からの協賛品など） ・対象期間内の記録を報告した方に参加賞をプレゼント（景品当選者を除く）
その他	・アプリ内でミッションクリアすると応募可能な鳥取県の特産品が期間限定で登場	

<昨年度までの実施状況>

区分	参加人数	性別			年齢									
		男	女	未回答	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	未回答
令和3年度	2,755	1,128	1,617	10	30	295	438	682	649	405	188	61	3	4
令和2年度	1,958	803	1,134	21	26	184	285	460	407	291	176	68	1	60
令和元年度	1,295	474	778	43	27	74	138	216	238	229	204	103	8	58

※実施期間：令和元年度及び令和2年度は3ヶ月間、令和3年度は6ヶ月間の実施。

# 新型コロナウイルス陽性者氏名の漏洩と対応等について

令和4年6月1日  
西部総合事務所米子保健所

新型コロナウイルス感染症陽性者の濃厚接触者に対する聞き取りの際に、陽性者の了解を得ずに陽性者の氏名を伝えるといった事案が発生しましたので、その概要と対応について報告します。

## 1 事案の概要

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者（Aさん）に係る健康観察期間の確定を行うため、陽性者（Bさん）との最終接触日等について濃厚接触者（Aさん）から聞き取りを行った際、陽性者（Bさん）の了解を得ずに、陽性者（Bさん）の氏名を伝えた。

### (1) 事実判明日

令和4年5月2日（月）午後7時頃

### (2) 発覚の経緯

- 5月2日（月）午後7時頃 西部総合事務所へ濃厚接触者（Aさん）から以下の相談が寄せられた。
  - ・「4月28日（木）、米子保健所から濃厚接触者（Aさん）に陽性者（Bさん）との最終接触日等についての確認の電話があった際、米子保健所が陽性者（Bさん）の氏名を発言したが適切なのか。」
- 5月2日（月）午後7時から9時頃 米子保健所内で事実確認
  - ・4月28日（木）に保健所が実施した健康観察の対象者リスト（保健所リスト）にAさんの氏名があることを確認。
  - ・Aさんの陽性者との最終接触日を確認するため、米子保健所からAさんに電話をした際に、Bさんの氏名を伝えてしまったことを確認した。

### (3) 流出した個人情報

- ・陽性者の氏名 1名分

### (4) 原因等

- ・濃厚接触者の健康観察については、陽性者との最終接触日を確認後、データベースに入力し健康観察を実施している。
- ・データベースをもとに、毎日の健康観察者等のリストを作成、内容を確認した上で電話連絡をしているが、今回の事案は電話連絡をする対象ではなかった（最終接触日の入力漏れ）にも関わらず、リストの確認を怠ったため電話対象となってしまった。
- ・最終接触日を確認するためには陽性者の氏名を伝えた上で接触状況を確認することが必要な場合もあるが、今回は氏名を伝える必要のないケース（陽性者との接触状況が事前に判明していたケース）であり、陽性者氏名を伝えてよいかどうかの事前確認が不十分であった。

### (5) 当所の対応

- ・5月3日（火）午後6時頃、Aさん及びBさんへ経緯を説明して謝罪し、今後の再発防止に努めることをお伝えした。

## 2 再発防止策

再発防止の対策として、次の対応を実施します。

- ・データベース入力を徹底し、検査担当での入力項目漏れ（陽性者との最終接触日等）の確認を徹底する。
- ・保健所リスト及び電話連絡する際の先方の背景、説明事項の十分な確認を徹底する。
- ・事案概要について所属職員に周知するとともに、個人情報に係る適切な取り扱いについて周知徹底した。